

上尾市・伊奈町消防広域化検討委員会報告書

—上尾市・伊奈町における消防の現状と課題—

平成26年3月14日

上尾市・伊奈町消防広域化検討委員会

目次

はじめに.....	4
1 管轄面積及び管轄人口等.....	5
(1) 両市町の管轄面積.....	5
(2) 消防職員一人当たりの人口及び面積.....	5
(3) 将来人口.....	5
(4) 分析.....	6
(5) 課題.....	6
2 消防力の現況.....	8
(1) 消防力の整備指針に基づく基準と整備状況.....	8
(2) 管轄規模（人口・面積）が同程度の消防本部との消防力の比較.....	9
(3) 消防水利の整備状況.....	9
(4) 分析.....	9
(5) 課題.....	10
3 財政.....	11
(1) 消防費決算額の推移.....	11
(2) 平成25年度常備消防費予算額に対する職員・人口一人当たりの割合.....	12
(3) 人口同規模消防本部の平成25年度常備消防費予算額に対する人口一人当たりの常備消防費の割合.....	12
(4) 地方債（消防債）の状況.....	12
(5) 分析.....	13
(6) 課題.....	13
4 消防費の基準財政需要額.....	14
(1) 平成24年度消防費基準財政需要額に対する消防費決算額の割合.....	14
(2) 消防費決算額と基準財政需要額の推移.....	14
(3) 分析.....	14
(4) 課題.....	15
5 消防庁舎.....	16
(1) 消防庁舎の現況.....	16
(2) 分析.....	16
(3) 課題.....	17
6 職員の状況.....	19
(1) 職員数等.....	19

(2) 消防吏員年齢分布状況	19
(3) 職員配置状況	20
(4) 分析	20
(5) 課題	21
7 消防吏員の階級	22
(1) 階級別吏員数	22
(2) 分析	22
(3) 課題	22
8 給料等	23
(1) 行政職給料表級別職務表	23
(2) 管理職の年齢構成	24
(3) 新規採用者初任給	24
(4) 職員の平均給料月額	24
(5) 手当の比較	25
(6) 出張旅費	25
(7) 分析	26
(8) 課題	26
9 各種災害出場の状況	27
(1) 過去5年間の災害出場状況	27
(2) 分析	28
(3) 課題	28
10 災害出動体制の状況	29
(1) 建物火災時の初動体制	29
(2) 分析	29
(3) 課題	29
11 救急出場の状況	30
(1) 消防本部別救急出場の推移	30
(2) 年齢別搬送状況	30
(3) 分析	30
(4) 課題	30
12 通信・指令の現状	31
(1) 災害通報受信件数（消防指令センター共同運用開始後）	31
(2) 消防指令センターの現状	31
(3) 共同運用の効果	31
13 予防業務	32

(1) 防火対象物立入検査実施状況.....	32
(2) 危険物施設立入検査実施状況.....	32
(3) 予防業務分担状況.....	32
(4) 予防技術資格者の状況.....	33
(5) 分析.....	33
(6) 課題.....	33
1 4 消防団.....	34
(1) 広域化と消防団.....	34
(2) 消防団との連携の確保.....	34
(3) 連携確保に向けた具体的な方策.....	34
1 5 総括.....	35
(1) 広域化により期待できるメリット.....	35
(2) 広域化方式の分析.....	36
(3) 広域化に向けた課題.....	38
(4) 検討結果.....	38
(5) その他.....	39
上尾市・伊奈町消防広域化検討委員会の経過.....	40

はじめに

近年、東日本大震災による津波被害や福島第一原子力発電所等の広域的な被害をはじめ、首都直下地震や東南海地震等の大規模地震の発生が予測される中、埼玉県内においても昨年の竜巻被害など、自然災害による被害の広域化・多様化に加え、高齢化社会の進展に伴う救急需要の大幅な増加など、消防を取り巻く環境は大きく変化してきています。こうした中、各市町村では大規模災害に備え、消防力や総合的な防災力の強化に向けて、さまざまな取り組みがなされて来ましたが、火災・救急の出動体制や保有する車両装備等が、望ましいとされる国の消防力の基準との比較では、なお十分とはいえないのが現状です。

しかしながら、国民の生命、身体、財産の保護という消防に課せられた使命が変わることはなく、環境の変化に迅速かつ的確に対応し、消防の担うべき責任を確実に果たしていくことが求められています。

一方、国は、消防力の強化による住民サービスの向上や消防に関する行財政運営の効率化と基盤の強化を図るため、自主的な市町村消防の広域化を推進する必要があることから、平成18年6月に消防組織法が改正され、同年7月に「市町村の消防の広域化に関する基本方針」を策定しました。この法律に基づき、埼玉県では平成20年3月に「消防広域化推進計画」を策定し、上尾市・伊奈町においても、埼玉県が示した地域の枠組みの中で消防の広域化についての議論を重ねてまいりました。

その後、上尾市と伊奈町双方における消防救急無線のデジタル化が共通の課題として認識され、新たな取組として消防通信指令施設の更新と共に、平成25年4月1日から上尾市・伊奈町消防指令センターの共同運用を開始し、期限である平成28年5月の消防救急無線のデジタル化の運用に向けて通信施設の整備を進めているところです。

こうした取り組みの中、平成25年4月1日に「市町村の消防の広域化に関する基本方針」の一部が改正され、改正前の基本方針に定められた広域化の推進期限の延長や消防広域化推進計画に示された枠組み内において、消防指令業務の共同運用の実施がなされているなど、地域の実情を重視した、広域化の気運が高い地域を優先的に広域化重点地域として指定し、積極的に財政支援を行うなど、具体的な基本方針が示されました。

この新たな基本方針に基づき、平成25年8月に上尾伊奈広域行政協議会総会において、伊奈町から上尾市との消防の広域化についての提案がなされました。これを受けて、平成25年9月26日に上尾市・伊奈町消防広域検討委員会を立ち上げ、現状と課題の抽出、広域化の方向性について検討した内容を、「上尾市・伊奈町消防広域化検討委員会報告書」として取りまとめたものです。

1 管轄面積及び管轄人口等

(1) 両市町の管轄面積

(平成25年4月1日現在)

	管轄面積 (km ²)	可住地面積 (km ²)	比率 (%)	他面積 (km ²)	比率 (%)
合計	60.35	39.8	65.95	20.55	34.05
上尾市	45.55	27.1	59.50	18.45	40.50
伊奈町	14.80	12.7	85.81	2.10	14.19

(2) 消防職員一人当たりの人口及び面積

(平成25年4月1日現在)

	消防職員数 (人)	管轄人口 (人)	職員一人当たり人口 (人)	管轄面積 (km ²)	職員一人当たり面積 (km ²)
合計	312	271,253	869.4	60.35	0.19
上尾市消防本部	260	227,526	875.1	45.55	0.18
伊奈町消防本部	52	43,727	840.9	14.80	0.28

(3) 将来人口

ア 将来推計人口

	2010年 (H22) (人)	2040年 (H52) (人)	2010年から2040年の増減 (人・%)	
合計	266,420	242,170	△24,250	90.9
上尾市	223,926	194,299	△29,627	86.8
伊奈町	42,494	47,871	5,377	112.7

(財団法人日本統計協会発行「市町村の将来人口(2010年～2040年)」から引用)

イ 年齢区分別将来推計人口

①上尾市

	2010年（人・％）		2040年（人・％）		増減（％）
	人口	割合	人口	割合	
合計（※）	223,926	100	194,299	100	△13.2
年少人口（0-14歳）	31,120	13.9	19,413	10.0	△3.9
生産年齢人口（15-64歳）	146,035	65.2	106,346	54.7	△10.5
老年人口（65歳以上）	46,771	20.9	68,540	35.3	14.4

② 伊奈町

	2010年（人・％）		2040年（人・％）		増減（％）
	人口	割合	人口	割合	
合計	42,494	100	47,871	100	12.7
年少人口（0-14歳）	7,507	17.7	6,704	14.0	△3.7
生産年齢人口（15-64歳）	27,753	65.3	27,159	56.7	△8.6
老年人口（65歳以上）	7,234	17.0	14,008	29.3	12.3

③ 市町の年齢区分別将来推計人口

	2010年（人・％）		2040年（人・％）		増減（％）
	人口	割合	人口	割合	
合計	266,420	100	242,170	100	△9.1
年少人口（0-14歳）	38,627	14.5	26,117	10.8	△3.7
生産年齢人口（15-64歳）	173,788	65.2	133,505	55.1	△10.1
老年人口（65歳以上）	54,005	20.3	82,548	34.1	13.8

※ ①から③まで財団法人日本統計協会発行「市町村の将来人口（2010年～2040年）」から引用。

(4) 分析

ア 上尾市の人口は、増加傾向に推移しているが、今後2040年までに約30,000人程度の人口減少が見込まれ、生産年齢人口（15歳－64歳）の減少は顕著である。その反面、老年人口（65歳以上）は大きく増加し、高齢化が顕著に進行することが予測される。

伊奈町の人口は、一時期ほどの増加率でなくなったものの、今後も増加が継続され、2040年までには約5,000人強の増加が見込まれる。生産年齢人口（15歳－64歳）の減少は僅かであるが、老年人口（65歳以上）はおおむね倍増し、上尾市と同様に高齢化が顕著に進行することが予測される。

イ 広域化した場合、国が広域化後の目安として掲げる人口規模30万人に近づくことができる。

(5) 課題

ア 高齢者人口の増加に伴い、消防に対する需要は益々大きくなるものと予測さ

れる。特に顕著な高齢化によって、救急需要は飛躍的に増加することが予測され、現在の救急体制では安定的な住民サービスを提供することが困難な状況が予想される。

イ 消防費の基準財政需要額の算定基礎は人口であり、将来人口の減少に加えて、高齢化の進行は社会保障費の増大につながるため、将来にわたって消防力の水準を維持するためには、両市町の財政に負担の掛からない消防体制づくりが課題である。

2 消防力の現況

(1) 消防力の整備指針に基づく基準と整備状況

(平成25年4月1日現在)

	署所数			消防職員（人）			消防ポンプ自動車（台）		
	基準	現有	充足率	基準	現有	充足率	基準	現有	充足率
上尾市消防本部	7	6	85.7%	381	260	68.2%	11	11	100%
伊奈町消防本部	2	1	50.0%	121	52	43.0%	4	2	50.0%
広域化後	8	7	87.5%	463	312	67.4%	12	13	108.3%

	はしご自動車（台）			化学消防車（台）			救急自動車（台）		
	基準	現有	充足率	基準	現有	充足率	基準	現有	充足率
上尾市消防本部	2	2	100%	1	1	100%	7	6	85.7%
伊奈町消防本部	1	0	0%	1	1	100%	2	2	100%
広域化後	2	2	100%	2	2	100%	8	8	100%

	救助工作車（台）			指揮車（台）			非常用消防自動車及び非常用救急自動車（台）		
	基準	現有	充足率	基準	現有	充足率	基準	現有	充足率
上尾市消防本部	2	2	100%	2	1	50.0%	2	2	100%
伊奈町消防本部	1	1	100%	1	0	0%	0	0	0%
広域化後	3	3	100%	3	1	33.3%	4	2	50.0%

※ 広域化後の消防職員の基準数については、交替制勤務員を2部制として算出している。

(2) 管轄規模（人口・面積）が同程度の消防本部との消防力の比較

(平成25年度消防現勢から引用 車両単位：台)

	人口 (人)	管轄面積 (km ²)	署所数	消防職員 (人)	消防ポンプ車	はしご車	化学車	救急車	救助工作車	指揮車
上尾市消防本部 伊奈町消防本部	271,253	60.35	7	312	13	2	2	8	3	1
埼玉県央消防本部	264,629	113	9	326	9	1	3	10	2	2
入間東部地区消防本部	255,420	50	6	272	9	2	1	6	2	4
熊谷市消防本部	202,397	160	6	246	11	2	1	7	2	5
春日部市消防本部	239,253	66	8	282	13	1	1	8	3	3
平塚市消防本部	258,539	68	8	265	9	3	2	7	1	2
明石市消防本部	290,349	49	7	244	10	2	2	7	2	2
茨木市消防本部	276,662	77	8	239	15	3	1	9	1	2

(3) 消防水利の整備状況

(平成24年度消防施設整備計画実態調査から引用)

消防本部名	基準数	充足数	不足数	比率 (%)
合計	1,984	1,706	278	86.0
上尾市消防本部	1,552	1,370	182	88.3
伊奈町消防本部	432	336	96	77.7

※ 表中の基準数等は、メッシュ算定法によるもので消防水利の数ではなく、メッシュの数である。

※ 上尾市、伊奈町においては、年間平均風速が4m未満であることから、用途地域に応じて正方形（メッシュ）の1辺の長さを140m又は170mを採用している。

参考：近隣商業地域、商業地域、工業地域、工業専用地域 ⇒ 140m

その他の用途地域及び用途地域の定められていない地域 ⇒ 170m

(4) 分析

ア 消防力の整備指針（平成12年消防庁告示第1号）による市街地の人口から定める数を基準とした場合上尾市の署所の充足率は、85.7パーセントで1署不足しており、職員の充足率は、68.2パーセントと大きく下回っている。

また、消防ポンプ車や特殊車両（はしご車、化学車、救助工作車）については、基準数を満たしているが、救急車は基準数より1台不足しており、管轄規模（人口・面積）が同程度の消防本部と比較しても、稼働率の高い救急車の台数が不足している。

伊奈町の署所の充足率は、50パーセントで1署不足しており、職員の充足率は、43.0パーセントと上尾市以上に大きく下回っている。

また、化学車と救急車については、基準数を満たしているものの、消防ポンプ車の充足率は、50パーセントで2台不足しており、はしご車は、基準数1台のところ未整備の状態である。

イ 両市町が保有する消防力を合算すると、管轄規模（人口・面積）が同程度の消防本部と同等又はそれ以上の消防力を有することができる。

(5) 課題

ア 両市町において救急要請は、年々増加しており、今後予想される超高齢化社会の到来に伴って、救急需要の増大は避けられない課題である。こうした社会情勢の変化に対応するために救急車の整備は、早期に解決しなければならない喫緊の課題である。

イ 職員の増員が非常に厳しいなか、住民サービスの向上のためには、警防、救助、救急、予防等の現場活動要員の充実を図る必要があることから、事務要員の人員削減など、現有人員の有効的で適切な配置が必要となる。

3 財政

(1) 消防費決算額の推移

(消防財政の概況から引用 単位：千円)

	平成20年度		
	一般会計決算額	消防費決算額	比率 (%)
上尾市	51,771,491	2,505,379	4.8
伊奈町	8,995,735	495,276	5.5

	平成21年度		
	一般会計決算額	消防費決算額	比率 (%)
上尾市	56,642,264	2,409,972	4.3
伊奈町	9,807,604	480,230	4.9

	平成22年度		
	一般会計決算額	消防費決算額	比率 (%)
上尾市	56,417,623	2,614,016	4.6
伊奈町	10,539,016	474,676	4.5

	平成23年度		
	一般会計決算額	消防費決算額	比率 (%)
上尾市	56,620,163	2,262,091	4.0
伊奈町	10,401,485	559,031	5.4

	平成24年度		
	一般会計決算額	消防費決算額	比率 (%)
上尾市	58,132,714	2,357,074	4.1
伊奈町	10,021,032	504,529	5.0

(2) 平成25年度常備消防費予算額に対する職員・人口一人当たりの割合

(平成25年版消防財政の概況から引用)

	消防費予算額 (千円)	常備消防費 (千円)	職員一人当たりの常備消防費		管轄人口 (人)	人口一人当たりの常備消防費 (千円)
			職員実数 (人)	1人当たりの額 (千円)		
合計	2,981,049	2,773,870	312	8,891	271,253	10.2
上尾市	2,431,600	2,249,538	260	8,652	227,526	9.9
伊奈町	549,449	524,332	52	10,083	43,727	12.0

(3) 人口同規模消防本部の平成25年度常備消防費予算額に対する人口一人当たりの常備消防費の割合

(平成25年度版消防財政の概況から引用)

	常備消防費予算額 (千円)	管轄人口 (人)	人口一人当たりの常備消防費 (千円)
埼玉県中央広域消防本部	3,255,596	264,629	15.7
人間東部地区消防本部	3,066,853	255,420	12.0
熊谷市消防本部	2,186,310	202,397	10.8
春日部市消防本部	1,928,603	239,253	8.0
平塚市消防本部	2,507,800	258,539	9.7
明石市消防本部	2,296,500	290,349	7.9
茨木市消防本部	2,151,300	276,662	7.8

※ 県外消防本部は、平成25年度版消防現勢からの引用。

(4) 地方債（消防債）の状況

(単位：千円)

	上尾市	伊奈町
平成23年度末現在高	1,810,026	97,564
平成24年度末現在高	1,493,691	84,148
平成25年度中起債見込額	15,100	20,900
平成25年度中元金償還見込額	313,003	28,391
平成25年度末現在高見込額	1,195,788	76,657

(5) 分析

ア 一般会計歳出決算額に占める消防費決算額の割合は、過去5年間（平成20年度～24年度）の平均で、上尾市は4.4パーセントで、伊奈町は5.1パーセントと埼玉県内の平均4.2パーセントを両市町とも上回っている。

イ 平成25年度常備消防費予算額に対する人口一人当たりの額は、人口同規模消防本部の人口一人当たりの額より、両市町ともに上回っている。これは、住民一人当たりの消防費に対する負担額が、大きいことを示している。

(6) 課題

ア 両市町において、高齢社会の進展等により引き続き社会保障関係経費の増加が見込まれるほか、これまで整備してきた公共施設やインフラなどの公有資産の大量更新問題を抱えている。

消防施設についても、老朽化が進む消防庁舎の整備・改修や消防車両等の更新に掛かる経費は、今後増加すると予測される。

イ 消防力の維持及び強化を図るためには、さらなる住民の負担を求めることになることから、国の財政支援（消防防災施設整備費補助金等の優先配分、臨時経費等の特別交付税措置等）を活用し、住民の負担を最小限に抑えることが重要である。そのためには、広域化を推進し「消防広域化重点地域」の指定を受けることで、国の財政支援の積極的な活用を図る必要がある。

4 消防費の基準財政需要額

(1) 平成24年度消防費基準財政需要額に対する消防費決算額の割合

(平成25年版消防財政の概況から引用)

平成24年度	消防費の基準財政需要額 A (千円)	一般会計に占める消防費決算額 (%)	消防費決算額 B (千円)	B / A (%)
合 計	3,155,785	4.2	2,861,603	90.7
上尾市消防本部	2,525,301	4.1	2,357,074	93.3
伊奈町消防本部	630,484	5.0	504,529	80.0

(2) 消防費決算額と基準財政需要額の推移

本部名	年度	消防費基準財政需要額 (千円)	消防費決算額 (千円)	年度別比率 (%)
上尾市消防本部	平成20年度	2,434,841	2,505,379	102.9
	平成21年度	2,451,625	2,409,972	98.3
	平成22年度	2,504,870	2,614,016	104.4
	平成23年度	2,504,970	2,262,091	90.3
	平成24年度	2,525,301	2,357,074	93.3
伊奈町消防本部	平成20年度	630,484	495,277	78.6
	平成21年度	546,964	480,231	87.8
	平成22年度	569,350	474,677	83.4
	平成23年度	625,867	559,032	89.3
	平成24年度	630,484	504,529	80.0

(3) 分析

ア 両市町間で消防費基準財政需要額と消防費決算額の比率に差があり、特に上尾市に比べ伊奈町の比率が低くなっている。

イ 消防費の財政内訳は、ほとんどが一般財源で賄われており、両市町の普通交付税の算定における消防費の基準財政需要額は、人口の増加に伴い増加している。しかし、消防費の基準財政需要額の算定基礎は人口であり、将来的な人口の減少が見込まれることから、効率的な消防体制を考える必要がある。

なお、過去5年間（平成20年度～24年度）の消防費基準財政需要額における消防費決算額の比率の平均を平成24年度と比較すると、上尾市が97.9パ

一セントで、4.6パーセントの減となっており、伊奈町が83.8パーセントで、3.8パーセントの減となっている。

(4) 課題

- ア これまで、両市町の人口は増加で推移してきたが、将来的には人口が減少傾向にあるため、財源の確保が厳しい状況下でも消防力の整備・強化を図れる体制を検討する必要がある。
- イ 高齢化により増大する消防行政の課題に対応していくためには、財政的に効率化を図ることができる方法を検討し、消防力の水準を維持していかなければならない。
- ウ 両市町の財政状況は社会保障関係費等の増加に伴い年々厳しく、消防行政においても厳しい組織・財政運営が求められている。国の国庫補助金が減少傾向にあるなか、消防力の整備・強化を図るために広域化に対する国の財政措置をどのように有効活用できるかが課題である。

5 消防庁舎

(1) 消防庁舎の現況

消防本部名	庁舎名	所在地	構造	建築面積(㎡) 延べ面積(㎡)	竣工年月日
上尾市消防本部	消防本部 東消防署	上尾市大字上尾村 537番地	鉄筋コンクリート 造 2階建	1,749. 08 2,659. 06	昭和58年11月1日 ※30
	原市分署	上尾市大字瓦葺 1139番地	鉄筋コンクリート 造 2階建	471.03 643.32	昭和54年4月1日 ※34
	上平分署	上尾市大字上 1573番地1	鉄筋コンクリート 造 2階建	545.10 733.40	平成6年4月1日 ※19
	西消防署	上尾市中分一丁目 232番地	鉄骨造 3階建	1,706 2,284	平成20年1月1日 ※5
	大谷分署	上尾市大字大谷 本郷908番地8	鉄筋コンクリート 造 平屋建	693.16 676.01	昭和63年4月15日 ※25
	平方分署	上尾市大字平方 1713番地1	鉄筋コンクリート 造 2階建	843.70 794.41	平成17年4月1日 ※8
伊奈町消防本部	消防本部 消防署	伊奈町大字小室 4885番地	鉄筋コンクリート 造 一部鉄骨造2階建	876.64 1,415. 21	昭和59年4月1日 ※29

※ 建築経過年数を表す。

(2) 分析

ア 上尾市消防本部・署及び各分署の消防施設を見てみると、建設から20年～30年未満の施設が1か所、30年以上経過している施設が2か所である。特に、原市分署にあっては、建築から34年が経過し、昭和56年の建築基準法改正後の新耐震基準を満たしていない建築物で、著しく老朽化が進んでいる。

イ 伊奈町消防本部・署は、開署から1本部1署体制で建設から29年が経過し、現在に至っている。その間、防水工事や内外壁の塗り替えなどを実施してきた

ことで、比較的良好な状態で維持されているが、今後も相応のメンテナンスが必要である。

(3) 課題

ア 上尾市は、新耐震基準を満たしていない原市分署の早期建替えが喫緊の課題である。また、本部・東消防署は、30年を経過し雨漏りや外壁タイルの剥離落下が頻繁に見られ、衛生設備、空調設備等の建築設備においても老朽化が著しく、大規模な改修・整備が求められる。さらに、消防署所の不足を解消するために、計画的な整備を進める必要がある。

イ 伊奈町は、1本部1署体制で町のやや南寄りに位置しており、開署当時は、南部地域の栄地区に住宅が急増していたが、近年は北部地域（県立伊奈学園総合高等学校周辺）に大規模な商業施設、中高層マンションや住宅が急増しているため、北部地域における消防施設の整備が課題である。

ウ 両市町における署所の配置場所は、単独消防本部を前提としているため、広域化した場合は、中長期的な視点に立ち、※消防車両の走行限界エリア（図1）を考慮した適正配置を検討する必要がある。

図1 署所位置及び走行限界エリア



※ 走行限界エリア：各署所を中心に半径2.7kmの円を描いたエリア

走行限界エリアとは、出勤から放水開始までの所要時間が約6.5分を超えると急激に延焼率は高まることから、火元建築物1棟の独立火災で消火するためには、消防隊は出場後6.5分以

内に放水を開始しなければならない。消防活動実態調査結果より、消防隊が火災現場到着後、放水開始するまでの「放水標準時間」は平均2.0分である。よって、消防ポンプ自動車の走行に当てられる時間は4.5分であり、この時間を「走行限界時間」とし、走行限界時間内に消防ポンプ自動車が到達できるエリア。

- ・所要時間 (6.5分) = 走行限界時間 (4.5分) + 放水標準時間 (2.0分)
- ・走行限界距離 (2.7km) = 消防ポンプ自動車走行平均時速 (36km) × 走行限界時間 (4.5分)

6 職員の状況

(1) 職員数等

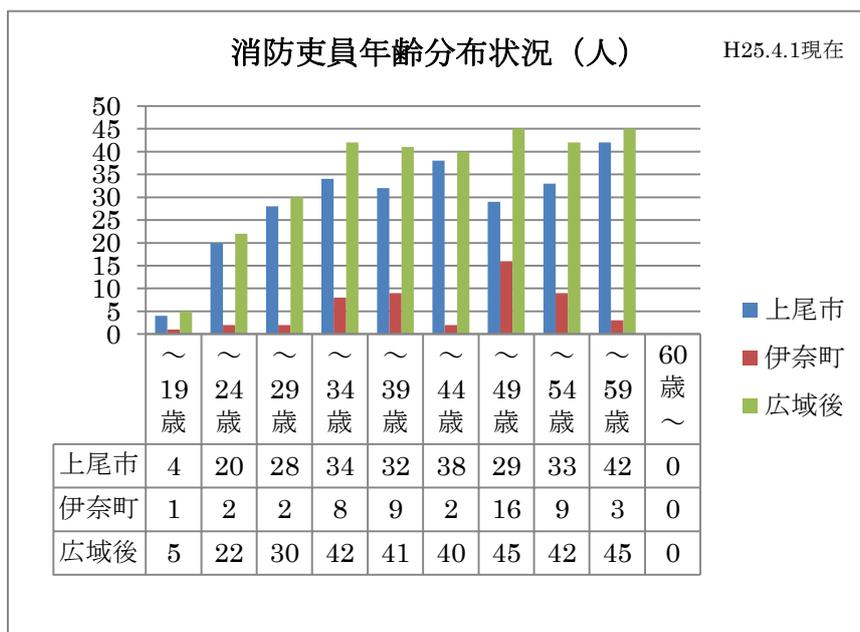
(平成25年4月1日現在 単位：人)

	条例定数	消防吏員		その他の職員	平均年齢 (歳)
			うち女性		
合計	322	312	3	0	41.8
上尾市消防本部	267	260	3	0	40.9
伊奈町消防本部	55	52	0	0	42.7

(2) 消防吏員年齢分布状況

(平成25年4月1日現在 単位：人)

消防本部名	～19歳	～24歳	～29歳	～34歳	～39歳	～44歳	～49歳	～54歳	～59歳	60歳～	平均年齢
合計	5	22	30	42	41	40	45	42	45	0	41.8
上尾市消防本部	4	20	28	34	32	38	29	33	42	0	40.9
伊奈町消防本部	1	2	2	8	9	2	16	9	3	0	42.7



(3) 職員配置状況

(平成25年4月1日現在 単位：人)

	全体	上尾市消防本部	伊奈町消防本部	
職員数	312(3)	260(2)	52(1)	
本部	60(3)	42(2)	18(1)	
消防長	2	1		1
次長	3	2		1
総務課	14(3)	10(2)	消 防 課	庶務係 4(1)
予防課	15	11		予防係 4
警防課	10	8		警防係 2
指令センター(内2名が日勤)	16	10	6	
消防署	142	108	34	
署長	3	2	1	
副署長	0	0	0	
署日勤	4	4	0	
署交替制	135	102	33	
分署	110	110		
分署長	4	4		
分署交替制	106	106		

※ ()内は、出向職員

(4) 分析

ア 上尾市の職員の平均年齢は40.9歳で、埼玉県内消防職員の平均年齢38.9歳を上回っているが、各年代別で見ると概ね均衡がとれている。

伊奈町の職員の平均年齢は42.7歳で、埼玉県及び上尾市の平均を大きく上回っており、特に30歳未満の職員が少なく、人事ローテーションにおける年齢の平準化が困難な状況となっている。

イ 上尾市の職員全体に占める日勤者の割合は、16.9パーセントであるが、伊奈町は25.0パーセントと職員全体の1/4が日勤者である。

ウ 交替制勤務職員の勤務体制は、上尾市が2部制、伊奈町が3部制を採用している。

エ 職員の派遣では、上尾市が総務省消防庁へ1名、※埼玉県消防学校へ1名、埼玉県防災航空隊へ1名を派遣しており、伊奈町は埼玉県防災航空隊へ1名派遣している。

※ 埼玉県消防学校への派遣職員は、県職員に身分替えのため職員数に含めない。

オ 広域化した場合は、事務要員の人員の統合ができるため、現場活動要員の増員が期待できる。

(5) 課題

ア 両市町では、事務要員と現場活動要員の比率に差があるため、広域化した場合は効率的な人員配置を行う必要がある。

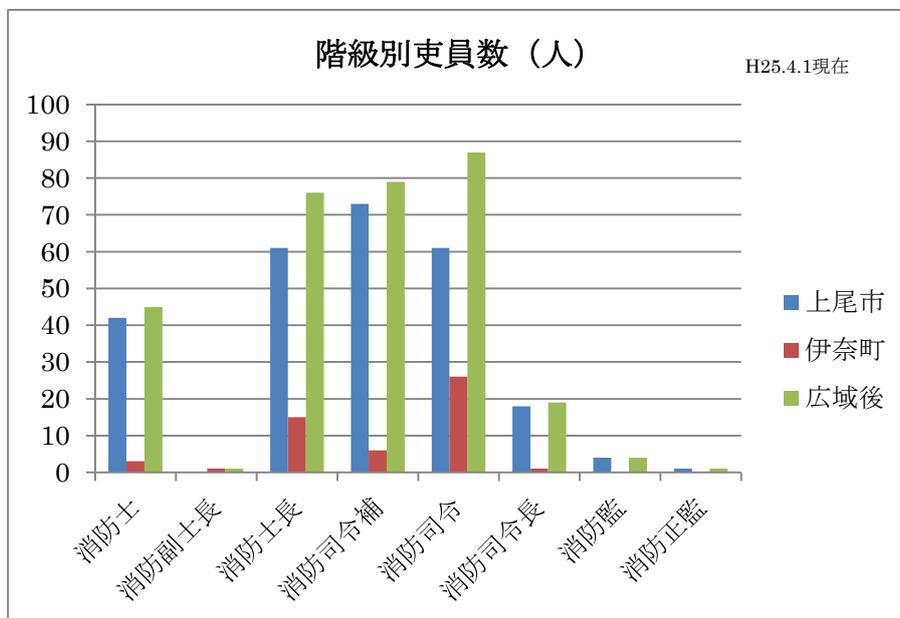
イ 広域化によるスケールメリットを生かした適切な人事ローテーションを行うことにより、組織の活性化を図ることができる体制づくりが課題である。

7 消防吏員の階級

(1) 階級別吏員数

(平成25年4月1日現在 単位：人)

消防本部名	吏員数	消防士	消防副士長	消防士長	消防司令補	消防司令	消防司令長	消防監	消防正監
合計	312	45	1	76	79	87	19	4	1
構成比率 (%)		14.4	0.3	24.4	25.3	27.9	6.1	1.3	0.3
上尾市消防本部	260	42	0	61	73	61	18	4	1
伊奈町消防本部	52	3	1	15	6	26	1		



(2) 分析

上尾市消防職員における消防司令補以下の割合は、全体の67.7パーセントを占めているのに対して、伊奈町消防職員における消防司令補以下の割合は、全体の48.1パーセントとなっている。消防本部の規模により、消防吏員の階級の基準に基づく消防長の階級（消防組織法第16条第2項）については、上尾市消防本部と伊奈町消防本部では2階級の差がある。

(3) 課題

役職に応じた階級に違いがあることから、広域化した場合に昇任制度や階級を検討する必要がある。

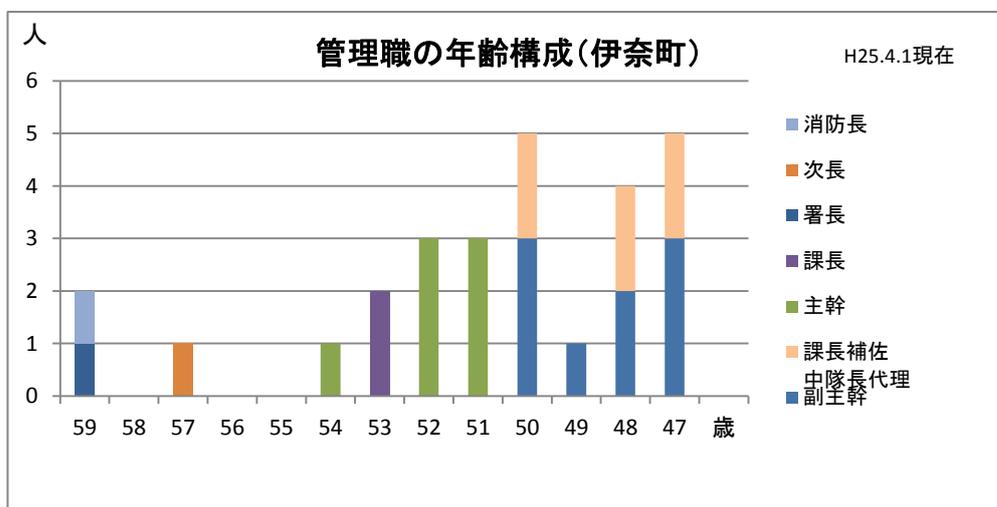
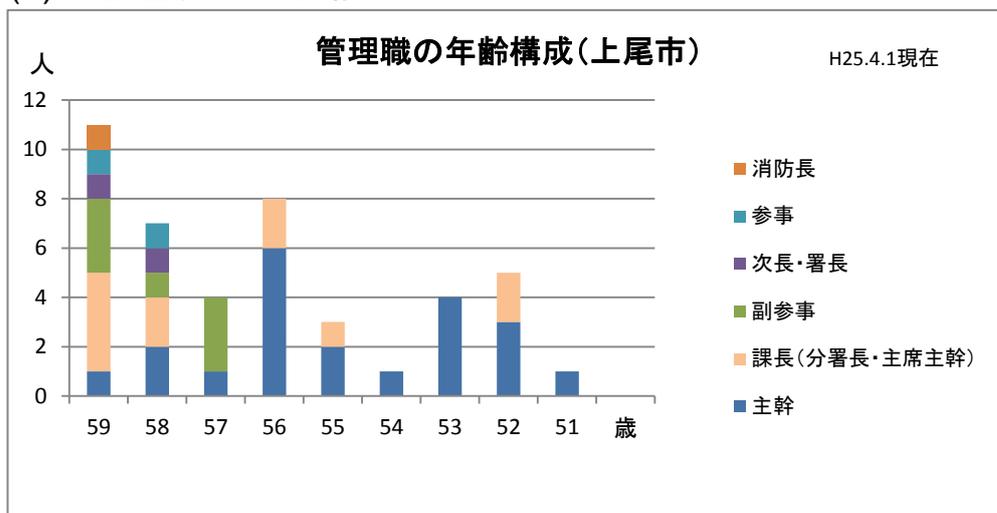
8 給料等

(1) 行政職給料表級別職務表

上尾市				伊奈町			
級	職名	階級	人数	級	職名	階級	人数
1	消防士	消防士	42	1	主事補	消防士	3
2	主任	消防士長	61	2	主事	消防副士長	1
3	主査	消防司令補 又は消防士長	73	3	主任	消防士長	15
4	副主幹	消防司令	39	4	係長・主査	消防司令補	6
計			215	計			25
5	課長・主席主幹・主幹	消防司令長 又は消防司令	33	5	中隊長・課長補佐副主幹・中隊長代理	消防司令	15
6	次長・署長副参事	消防監又は消防司令長	9	6	参事・次長・署長課長・主幹	消防司令	11
7	消防長・参事	消防正監又は消防監	3	7	消防長	消防司令長	1
計			45	計			27

※ 同一等級であっても上尾市と伊奈町では、職域に違いがある。

(2) 管理職の年齢構成



(3) 新規採用者初任給

(単位：円)

	大学卒	短大卒	高校卒
上尾市消防本部	185,800	172,200	155,700
伊奈町消防本部	178,800	161,600	149,800

(4) 職員の平均給料月額

(平成25年4月1日現在)

	平均給料月額	平均年齢
上尾市(一般行政職)	339,000円	42.9歳
伊奈町(一般行政職)	337,900円	43.7歳

(5) 手当の比較

(平成 25 年版消防財政の概況から引用 単位：円)

本部名	仮眠時間帯の勤務に対する時間外手当	特殊勤務手当			休日勤務手当
		火災出動	救急出動	その他の手当	
上尾市	22：00～5：00 勤務日 実績×150/100 週休日・休日実績×160/100	1回600	1回300 救急救命処置を行った救急救命士 1回600	水難 1回1,000 機関員 1勤務200 半勤務100	休日 実績 ×135/100 年末・年始 実績 ×145/100
伊奈町	22：00～5：00 休日以外 実績×150/100 休日 実績×160/100 5：00～5：30 休日以外 実績×125/100 休日 実績×135/100 ※正規の勤務時間1時間を超えた場合	1回300	1回200	救助出動 1回300 機関員 1当務100 消防業務手当 月額2,000 ※消防本部に勤務する者	7時間45分 ×135/100

(6) 出張旅費

	上尾市	伊奈町
日当等	日当 乙地域：550円（東京23区を含む。） ※近隣市町は、支給対象外 甲地域：1,100円 上記以外：2,600円（秩父地方含む。） 交通費：実費支給	日当：支給なし 交通費：実費支給
長期出張の日当	長期継続の場合は、10日までは正規の額を支給。 10日以降は、正規の額の1/2を支給。	
宿泊費	一泊：12,500円	一泊：13,000円

(7) 分析

- ア 両市町とも一般行政職給料表を採用しているが、給料等級における職域に違いがあり、平均給料月額で比較すると若干の差が見られる。
- イ 上尾市と伊奈町では、管理職に位置付けている職域に違いがある。
- ウ 手当については、出勤手当の支給対象と休日勤務手当の支給時間に違いがあり、上尾市は年末・年始の支給割合が、休日勤務手当と異なる。
- エ 出張旅費は、上尾市は日当が支給されるが、伊奈町では支給されていない。また、交通費については、両市町ともに実費が支給となっている。
- オ 諸手当は、生活給的な要素や生活設計に与える影響は低いと考えられる。

(8) 課題

両市町で給料の格差や※管理職手当の支給対象が異なるため、広域化する場合には調整が必要である。

※管理職手当の支給対象は、上尾市が主幹級以上、伊奈町が課長補佐級以上から支給される。

9 各種災害出場の状況

(1) 過去5年間の災害出場状況

(単位：件)

年別	種別	上尾市	伊奈町	小計	合計
20	火災	82	12	94	9,134
	救急	7,773	1,176	8,949	
	救助	72	19	91	
21	火災	80	10	90	8,916
	救急	7,522	1,218	8,740	
	救助	65	21	86	
22	火災	89	11	100	9,831
	救急	8,274	1,377	9,651	
	救助	62	18	80	
23	火災	66	6	72	10,200
	救急	8,589	1,451	10,040	
	救助	71	17	88	
24	火災	73	5	78	10,386
	救急	8,796	1,413	10,209	
	救助	84	15	99	

【管轄規模が同規模の消防本部の状況】

(平成24年中 単位：件)

	埼玉県央広 域消防本部	入間東部地 区消防本部	熊谷市 消防本部	春日部市 消防本部	平塚市 消防本部	明石市 消防本部	茨木市 消防本部
合計	10,101	10,287	8,603	10,746	12,617	12,307	13,649
火災	97	57	85	73	80	85	32
救急	9,853	10,187	8,385	10,579	12,431	11,966	13,524
救助	151	43	133	94	106	256	93

※ 数値は、平成25年版消防現勢からの引用。

(2) 分析

- ア 平成24年中の上尾市の災害出動件数は、災害出動件数全体の98.2パーセントを救急出動が占めており、続いて救助出動0.9パーセント、火災出動0.8パーセントの順になっている。伊奈町の災害出動件数は、災害出動件数全体の98.6パーセントを救急出動が占めており、続いて救助出動1.0パーセント、火災出動0.4パーセントの順になっている。
- イ 過去5年間の両市町の災害出動のうち、火災・救助出動件数については大幅な増減は見られないが、救急出動件数にあつては、平成20年と平成24年を比較してみると上尾市で1,000件以上、伊奈町で230件以上増加しており、平成24年の両市町を合わせた救急出動件数は、平成20年より約14.1パーセント増加している。
- ウ 広域化後の災害出動件数を、管轄規模が同規模の消防本部と比較すると、火災・救助出動件数及び救急出動件数について、概ね同程度である。

(3) 課題

- ア 救急出動件数は、将来人口における高齢者の増加に伴い急速に増加することが予想されるため、救急体制の強化（救急車の不足解消）が課題である。
- イ 現在、両市町消防本部の管轄を超えた出場は応援要請に基づくものであるが、広域化した場合は、管轄面積が広くなるとともに、消防車両の走行限界距離を勘案した署所の配置や人員・車両の配置について、検討する必要がある。

10 災害出動体制の状況

(1) 建物火災時の初動体制

(単位：台／人)

	区分	台数	人員	出場車両内訳
上尾市消防本部	第1	7	22	指揮隊車1、水槽付ポンプ車2、ポンプ車2 救助工作車1、救急車1
	第2	4 (11)	13 (35)	水槽付ポンプ車1、ポンプ車1 救助工作車1、救急車1
	第3	5 (16)	15 (50)	水槽付ポンプ車2、ポンプ車2 救急車1
伊奈町消防本部	第1	6	18	警防車1、予防車1、水槽付ポンプ車1、 ポンプ車1、救助工作車1、救急車1
	第2	0	0	

※この表は、中高層建物以外の建物火災の出動体制を表している。

※はしご車、化学車は特命出場とする。

※()内の数字は、増隊後の出動車両・人員の総数を表す。

(2) 分析

ア 火災発生時の初期段階では、多くの消防力を投入することによって延焼拡大の阻止や被害の軽減に影響を与えるが、両市町の初動体制に大きな差があり、上尾市の場合は、第2・第3出場で追加投入できる部隊があるが、伊奈町では第2出場に投入できる部隊は確保されていない。

イ 広域化により、現場活動要員を増員することで、大規模災害や特殊災害などへの対応力の向上が期待できる。

(3) 課題

火災では、初動体制でいかに多くの消防力を投入できるかが被害の拡大防止につながるため、広域化した場合に消防力が劣勢にならない体制（署所の配置・部隊運用）を確立する必要がある。

1 1 救急出場の状況

(1) 消防本部別救急出場の推移

(過去5年間の推移 単位：件)

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
上尾市消防本部	7,773	7,522	8,274	8,589	8,796
伊奈町消防本部	1,176	1,218	1,377	1,451	1,413

(2) 年齢別搬送状況

(平成24年中 単位：件)

	～6歳	～17歳	～64歳	65歳～	合計
合計	619	498	3,493	4,645	9,255
上尾市消防本部	517	391	2,973	4,072	7,953
伊奈町消防本部	102	107	520	573	1,302

(3) 分析

ア 救急件数については、両市町とも年々大幅な増加傾向にある。

イ 平成24年中の上尾市が医療機関に搬送した7,953人のうち、高齢者（65歳以上）の割合は51.2パーセントで、伊奈町が医療機関に搬送した1,302人のうち、高齢者（65歳以上）の割合は44.0パーセントとなっている。

(4) 課題

ア 救急需要については、今後の更なる高齢化社会の進展に伴い、救急需要が増加することは明らかであり、救急体制の充実・強化を図る必要がある。

イ 救急救命士の処置範囲が拡大する中、必要な資格や技術を有する職員を計画的に養成する必要がある、資格取得に係る長期研修派遣や病院研修を受けやすい体制づくりが課題である。

1 2 通信・指令の現状

(1) 災害通報受信件数（消防指令センター共同運用開始後）

（平成 25 年 4 月 1 日～平成 26 年 2 月 28 日）

消防本部名	119 番受					指令専門 職員数 (人)
	信状況 (件)	火災	救急	救助	その他	
上尾市消防本部	11,558	116	7,746	34	3,651	10
伊奈町消防本部	1,711	8	1,162	17	524	6
合 計	13,269	124	8,908	51	4,175	16

※その他の内訳（その他災害、悪戯、間違い、試験、その他）

(2) 消防指令センターの現状

上尾市と伊奈町による消防通信指令業務の共同運用が平成 25 年 4 月 1 日から開始され、指令業務の一元化を実現したところであり、平成 28 年 5 月末日までに整備が義務づけられている消防救急無線のデジタル方式への切り替え準備を進めている。今後の予定としては、平成 26 年度に整備、平成 27 年度から試験運用を開始する予定である。

(3) 共同運用の効果

指令台等の通信指令装置の整備は大きな財政負担になることから、共同で整備することで費用の低廉化が図られ、現在、整備を進めている消防救急無線のデジタル化に向けて、無線基地局や電波塔の整備など両市町における重複投資を避けることができた。また、消防通信指令業務を一元的に行うことで、災害時における応援要請の効率化や市町境で発生した災害にも迅速に対応できる等、消防通信指令業務の共同運用による住民サービスの向上を図ることができた。

1.3 予防業務

(1) 防火対象物立入検査実施状況

(平成24年度中)

	合 計	上尾市消防本部	伊奈町消防本部
防火対象物数 (件)	6,101	5,032	1,069
立入検査実施数 (件)	365	316	49
実施率 (%)	6.0	6.3	4.6

(2) 危険物施設立入検査実施状況

(平成24年度中)

	合 計	上尾市消防本部	伊奈町消防本部
危険物施設数 (件)	404	309	95
立入検査実施数 (件)	143	132	11
実施率 (%)	35.4	42.7	11.6

(3) 予防業務分担状況

(平成25年4月1日現在)

	上尾市消防本部			伊奈町消防本部		
	本部予防課	消防署 (分署含む)		本部予防係	消防署	
		日勤	当直者		日勤	当直者
	11	10	210	4		33
同意	○	○		○		
危険物	○			○		
査察	○		○	○		○
検査	○		○	○		
火災調査	○(※)		○	○(※)		○
火薬	○			○		
外郭団体	○			○		

※ 火災調査については、上尾市は警防課・伊奈町は警防係が所管。

(4) 予防技術資格者の状況

(平成25年4月1日現在 単位：人)

	総数	上尾市消防本部	伊奈町消防本部
防火査察専門員	27	22	5
消防用設備等専門員	20	15	5
危険物専門員	23	17	6

(5) 分析

ア 防火対象物に対する立入検査の実施率は上尾市が6.3パーセント、伊奈町が4.6パーセントで、平成23年度の埼玉県全体の実施率※11.8パーセントと比較しても低い状況である。

イ 危険物施設に対する立入検査の実施率は上尾市が42.7パーセント、伊奈町が11.6パーセントで、平成23年度の埼玉県全体の実施率は45.4パーセントである。

※ 埼玉県全体の立入検査実施率は、平成23年の消防年報による。

参考：（全国の実施率：防火対象物21.1%、危険物施設50.2%）

(6) 課題

ア 予防における事務は法律に基づく統一した指導が重要になるため、両市町間で指導格差が生じないようにする必要がある。

イ 広域化する場合には、届出・許可等の事務において、住民サービスの向上につながる受付・事務処理体制を検討する必要がある。

ウ 防火対象物や危険物施設に対する立入検査は、火災等の災害を未然に防ぐ重要な役割と責任を有していることから、立入検査の実施率を向上させるために高度な専門的知識・資格を持った職員を配置する必要がある。

1 4 消防団

(1) 広域化と消防団

消防団は、地域に密着した消防防災活動を行うという特性上、市町村の消防の広域化に関する基本方針のとおり、消防組織法に基づき推進する自主的な市町村の消防の広域化の対象とされておらず、従来どおり、消防力の整備指針に基づき、市町村の合併等消防団の沿革その他の特段の事情がある場合を除き、一市町村に一団を置くものとすることから、検討対象とはしない。

(2) 消防団との連携の確保

消防団は、地域防災の要であり、国においても消防団の強化を推進していることから、広域化後の消防本部と消防団との緊密な連携の確保については、具体的な方策を構築することが必要である。

(3) 連携確保に向けた具体的な方策

- ア 常備消防の管轄区域内の消防団長との一元的な連絡調整会議の定期開催
- イ 構成市町村等の消防団と当該構成市町村等の区域に存する消防署所との連携確保及び調整会議
- ウ 各消防団合同又は常備消防を含めた訓練の実施
- エ 常備消防と消防団との連絡通信手段の確保
- オ 地域の実情に応じた、広域化後の消防本部と消防団との連携確保

15 総括

(1) 広域化により期待できるメリット

消防の広域化は、将来にわたり地域の安全・安心を確保するため、常備消防の規模を拡大することで行財政上（国の財政支援等）の様々なスケールメリットを活用し、消防施設の整備など消防体制の基盤強化と充実、住民サービスの一層の向上を図ることができる。

ア 住民サービスの向上

(ア) 初動体制の強化と効果的な部隊運用

出場エリアの拡大や消防力の増大により、災害規模や種別に応じた初動体制の充実強化が図られるとともに、組織体制の一元化や指揮体系の一本化により、応援要請することなく従来の管轄区域を超えた効果的な部隊運用が可能となる。

(イ) 現場到着時間の短縮

管轄出場区域の見直しにより、市町境界もなくなることから、最も近い消防署や現場の近くにいる消防車両などが出場するため、消防隊、救急隊等の現場到着時間の短縮を図ることができる。

(ウ) 消防施設の強化（優先的な国の財政支援）

消防力の整備指針に基づく、消防署所の整備・適正配置を行うことで、走行限界時間内に到達できないエリアの解消が期待できる。

また、優先的に国の財政支援を受けられることで、消防力の整備を積極的に進めることができる。

(エ) 大規模災害等への対応力強化

大きな災害において、緊急消防援助隊などの応援部隊が到着するまでの初期段階に、全体の消防力を集結した迅速な災害活動ができるとともに、緊急消防援助隊などの受入れ体制についても充実強化が図れる。

イ 人員配備の効率化と充実

(ア) 現場活動要員の増強

消防本部の統合により事務の効率化が図られ、統合により生み出された要員を現場活動要員として配置することができる。

(イ) 専門性の向上

業務分担の見直し、集約化により、救急・救助隊員の専任化や救急救命士の適正な配置が期待できる。また、防火対象物や危険物施設への立入

検査などを効果的に実施するために、予防技術資格者などによる質の高い統一した指導体制が構築できる。

ウ 消防体制の基盤強化

(ア) 高規格機材の導入・資機材の効率的運用

はしご車などの高価な車両は、現在の管轄区域を超えた出場が可能となると共に、車両の適正配置により、将来的には重複した投資が回避できるなど効率的な運用が図れる。

(イ) 組織の活性化と職員能力の向上

広域化による職員規模の増大により、人事ローテーションの設定が容易となることから、救急救命士や予防技術資格者の人材育成、さらに、消防大学校などの高度でかつ専門的な研修を受けさせることで、組織の活性化や職員の能力向上が図れる。

(2) 広域化方式の分析

ア 一部事務組合方式と事務委託方式を比較すると、一部事務組合では特別地方公共団体として市町村から独立することから、設置するにあたり県知事の許可が必要になる。これにより、市町村から独立した組織となることから、関係する条例全てにおいて新たに制定する必要がある。

一方、事務委託方式では、委託側である普通地方公共団体の事務の一部の執行管理を受託側の普通地方公共団体に委ねることから、県知事への届け出が必要になるが、関係条例等は受託側の市町村条例が適用される。

イ 財政面では、一部事務組合方式では組合を構成する地方公共団体で費用分担することになり、事務委託方式では委託事務に要する経費を、委託側の普通地方公共団体が受託側の普通地方公共団体へ支弁することになる。一般的には、一部事務組合方式より事務委託方式による広域化のほうが初期投資を含め、財政負担が少ないとされている。

ウ 消防体制の整備及び充実強化、住民サービスの一層の向上を図るという広域化の目的を鑑みると、消防の責任の所在を明確にし、消防サービスを管轄区域内の実情に即して提供できる広域化の体制とすることが望ましい。

広域化方式の比較表

	一部事務組合方式	事務委託方式
関係法	地方自治法第284条第2項	地方自治法第252条の14第1項
組織上の相違 (団体)	地方自治法に基づく特別地方公共団体(市町村から独立)	地方自治法に基づく普通地方公共団体
設置手続	県知事への申請 ⇒ 許可	県知事への届出
方式概要	<ul style="list-style-type: none"> 普通地方公共団体がその事務の一部を共同して処理するために協議により規約を定め、都道府県知事の許可を得て設ける特別地方公共団体。 一部事務組合が共同処理するものとされた事務は、関係地方公共団体の権限から除外され、一部事務組合に引き継がれる。その事務に係る条例、規則等は一部事務組合が制定することになる。 	<ul style="list-style-type: none"> 普通地方公共団体の事務の一部の執行管理を他の普通地方公共団体に委ねる制度。 普通地方公共団体は、協議により規約を定め、事務を委託する。 事務の委託により、法令上の責任は、受託をした普通地方公共団体に帰属することになり、委託をした普通地方公共団体は、委託の範囲内において、委託した事務を執行管理する権限を失うことになる。
経費負担	<ul style="list-style-type: none"> 組合の経費は、組合を組織する地方公共団体による分担、組合財産収入の充当などその方式を規約の中で定める。 	<ul style="list-style-type: none"> 委託事務に要する経費は、委託をした普通地方公共団体が受託した普通地方公共団体に対する委託費として負担し、その経費の支弁の方法は規約の中で定める。
メリット	<ul style="list-style-type: none"> 両市町が基本的に同じ立場で組合運営に参画。 全体の経費について費用按分することから管轄区域内の消防力が概ね均一になる。 	<ul style="list-style-type: none"> 1対1の受委託の関係により、両市町の実情に応じた消防サービスの提供及び負担の適正化が可能。 一部事務組合方式に比べ財政負担が少ない。 責任の所在が明確。 行政上の意思決定が迅速。

デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 両市町間の意見集約、合意形成に時間がかかり、迅速性に欠ける。 ・ 組合議会の設置、給料・共済事務等の組織運営にあたり一定の経費及び事務量（人員）が増加する。 ・ 組合設立に伴い関係条例全てにおいて新たに定める必要がある。 ・ 両市町の実情に応じた対応が課題。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委託側の当該事務に係る主体性がなくなる。 ・ 受託側の管轄範囲が広がり、責任範囲が増加する。
-------	--	---

(3) 広域化に向けた課題

消防の広域化については、「広域化方式の分析」を参考にして、今後どの方式を選択するか協議するとともに、消防体制の整備及び充実強化、住民サービスの一層の向上を図るといった広域化の目的を達成するため、次のような項目について検討を行う必要がある。

ア 基本的事項

広域化の方式、対象事務、広域化のスケジュール

イ 組織

消防本部の組織、部隊運用、署所配置・管轄区域、勤務形態、職員定数 等

ウ 人事管理

給料、諸手当、職名・階級、教育訓練・研修、貸与物品 等

エ 施設整備

消防施設、通信施設、消防水利 等

オ 財政・財産

経費の負担方法、財産の取扱い 等

カ 消防団等との連携

消防団との協力体制、災害対策本部との連携、消防協力団体との連携 等

(4) 検討結果

上尾市と伊奈町は、地理的条件や生活圏が同じことから地域住民のつながりが強い地域であり、消防相互応援協定を締結する以前から、災害に対応するた

めの取組を互いに行ってきた経緯がある。

こうした状況のなか、今後予想される大規模な自然災害、災害の複雑化や住民ニーズの多様化等、消防を取り巻く環境の変化に的確に対応できる消防体制づくりが求められることから、平成25年4月から上尾市と伊奈町による消防通信指令施設の共同整備・共同運用を進め、基盤の強化に努めてきた。

本委員会では、さらなる消防体制の強化を図るため、上尾市・伊奈町における消防体制等の現状と課題を抽出し、広域化の方向性について検討を重ねてきた。その結果として、高齢化社会の進展に伴う飛躍的な救急需要の増加、消防施設の老朽化、消防体制の整備・強化や社会保障費の増大による財源不足等の課題がある。

これらの課題を解決するためには、署所の適正配置や効率的な財政運用及び職員配置が必要であると共に、社会情勢の変化に迅速に対応するための基盤の強化に向けて、上尾市と伊奈町による消防の広域化は必要であると判断したことから、消防の広域化を進めるものと結論づけられる。

また、消防の広域化を進めることで、国の財政支援を積極的に活用するなど、今後の消防施設の整備等における財政負担の軽減が期待できる。

(5) その他

消防組織法（昭和22年法律第226号）第32条第1項の規定に基づき、市町村の消防の広域化に関する基本指針（平成18年消防庁告示第33号）の一部が、平成25年4月1日に改正され、①市町村の消防の広域化の必要性②消防組織法における市町村の消防の広域化の基本的な考え方③消防広域化重点地域の指定等が、新たに示された。

この改正内容を踏まえ、上尾市と伊奈町における消防の広域化については、両市町の意向に十分配慮し検討する必要がある。

上尾市・伊奈町消防広域化検討委員会の経過

第1回 上尾市・伊奈町消防広域化検討委員会

開催日 平成25年9月26日（木）

場 所 上尾市消防本部2階 団長室

議 題

- 1 これまでの経過説明
- 2 検討事項について
- 3 その他

第2回 上尾市・伊奈町消防広域化検討委員会

開催日 平成25年11月13日（水）

場 所 上尾市消防本部2階 団長室

議 題

- 1 検討事項（報告書の方向性・内容）について
- 2 今後のスケジュールについて
- 3 消防広域化重点地域の意向について
- 4 その他

第3回 上尾市・伊奈町消防広域化検討委員会

開催日 平成25年12月25日（水）

場 所 上尾市消防本部1階 会議室

議 題

- 1 上尾市・伊奈町消防広域化検討報告書の進捗状況について
- 2 今後の進め方について
- 3 その他

第4回 上尾市・伊奈町消防広域化検討委員会

開催日 平成26年1月28日（火）

場 所 上尾市消防本部2階 団長室

議 題

- 1 上尾市・伊奈町消防広域化検討報告書の見直しについて
- 2 広域化スケジュールについて
- 3 その他

第5回 上尾市・伊奈町消防広域化検討委員会

開催日 平成26年2月20日（木）

場 所 上尾市消防本部2階 団長室

議 題

- 1 上尾市・伊奈町消防広域化検討委員会報告書（最終案）について
- 2 その他

第6回 上尾市・伊奈町消防広域化検討委員会

開催日 平成26年3月14日（金）

場 所 上尾市プラザ22 第1会議室

議 題

- 1 上尾市・伊奈町消防広域化検討委員会報告書の最終確認について
- 2 その他

上尾市・伊奈町消防広域化検討委員会メンバー（敬称略）

委員 長	加藤 一美 （上尾市消防本部参事兼次長）	副委員 長	波多野 修一 （伊奈町消防本部次長）
委 員	田島 孝一 （上尾市消防本部総務課長）	委 員	粕谷 広司 （伊奈町消防本部消防課長）
委 員	中山 一之 （上尾市消防本部総務課副主幹）	委 員	篠塚 孝 （伊奈町消防本部消防課主幹）
委 員	柳下 貴之 （上尾市企画財政部総合政策課主幹）	委 員	藤倉 修一 （伊奈町企画課主幹）
委 員	小川 伸次 （上尾市総務部庶務課主幹）	委 員	嘉無木 栄 （伊奈町総務課主幹）
委 員	矢部 広巳（事務局） （上尾市消防本部総務課主幹）	委 員	依田 淳（事務局） （伊奈町消防本部消防課課長補佐）
委 員	保坂 久（事務局） （上尾市消防本部総務課副主幹）	委 員	藤原 厚也（事務局） （伊奈町消防本部消防課庶務係長）

オブザーバー（敬称略）

安藤 宏	（埼玉県危機管理防災部消防防災課長）
竹内 康雄	（埼玉県危機管理防災部消防防災課副課長）
加藤 孝之	（埼玉県危機管理防災部消防防災課主幹）
岡本 好徳	（埼玉県危機管理防災部消防防災課主査）
石川 将生	（埼玉県危機管理防災部消防防災課主任）

上尾市・伊奈町消防広域化検討委員会

平成26年3月14日

事務局

上尾市消防本部 総務課

〒362-0013 上尾市大字上尾村 537 番地

TEL048-775-1500

伊奈町消防本部 消防課

〒362-0806 伊奈町大字小室 4885 番地

TEL048-722-8111